

第7回介護報酬改定検証・研究委員会（平成27年3月20日（金））に
おける主な議論と対応について

1. 26年度調査結果概要について

- 全ての調査について、改定・検証研究委員会委員が調査の設計段階から各調査検討組織の委員長として一貫して関与しており、調査結果概要の内容について、基本的に異論はなかった。

【以下、各調査における個別の主な指摘事項について】

（注）委員の発言を事務局でとりまとめたもの。

（調査全般について）

- 全ての調査の回収率等については、おおむね統一した書き方をされているが、参考資料1の調査票の回収率等についての表にある「母集団」と「調査客体」という言葉の使い方については整理が必要である。例えば、(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査では、「母集団」から「調査客体」を抽出してスクリーニング調査を行い、回収分の事業所を本調査の調査客体としているが、この表記が適切ではないため、整理が必要。【最終報告で対応】

（(2)：集合住宅のケアマネジメントの調査について）※ 資料1-2

- P13以降の関係で集合住宅におけるサービスの提供について、パターン化された傾向があるかどうか、また、認知症の程度、要介護度などの組み合わせ等を踏まえて、分析してみてもどうか。また、資源に限りのある地域において、集合住宅のメリットについても提示し、適正利用につながるようなところを見ていく必要がある。【最終報告までに可能な限り対応】

（(3)：複合型の調査について）※ 資料1-3

- P6及びP7の指示書の件について、全般に、看護が不要な人への訪問が多いと、過剰に見られがちデータとなる。その点が懸念されるので、注釈が必要ではないか。【最終報告で対応】
- P15の図表45について、複合型を知らないという自治体が3割もある。対象や機能がもっとわかりやすく提示されればと思う。その中で、指示書が出て看護が提供されるという場合はわかりやすいが、そうでない場合も対象となることは明確にしておいた方が良いのではないか。【最終報告で対応】
- P13の図表38について、小規模多機能から複合型への移行の場合、看護師を採用すればよいと考えるが、ステーションからの移行の場合は、かなりの初期投資が必要となる。そのために赤字となっていると考えるが、分析してはどうか。【最終報告までに可能な限り対応】

((4) : 老健施設の在宅復帰支援に関する調査について) ※ 資料1-4

- P4の在宅復帰率が向上しない理由という部分で、選択肢の中での相関のような関係があるのではないか。【最終報告までに可能な限り対応】
- P5及びP6の関係で利用者の年齢別の家族の介護力が退所の阻害となっているかどうか分析してはどうか。【今後の調査や分析における参考とする。】

((5) : 医療職および横断的な調査について) ※ 資料1-5

- P5で、施設別にオンコールで呼び出された理由の母数がオンコールの総件数に占める割合であればこの結果は理解できるが、誤解がないような表現とする必要があるのではないか。【最終報告で対応】
- P9以降の関係で看取りについて、看護職員はかなりの割合で看取りに関わっている。医師の関与が足りないのではないかという議論もあったが、医師、介護職員をつなぐという役割も看護職員にはあるはずである。その点も考慮して分析してはどうか。【今後の調査や分析における参考とする。】
- P12の図表21において、色々と課題が出ていると思うが、もう少し整理し、比較が分かる方が良い。看取りについて、できれば対応しているという施設と、そうでないところについては整理できると良いのではないか。【今後の調査や分析における参考とする。】

((6) : リハにおける医療と介護の連携に係る調査について) ※ 資料1-6

- P1の調査目的について身体機能の訓練に偏りがちのアプローチから活動・参加を重視するアプローチへの変革が求められている、とあるが、身体機能の訓練自体を否定していると受け取られかねないので、表現を改めるべきではないか。【今回表現を修正】
- P7の図表19にあるような内容（リハビリ継続理由）を考慮した分析を進めることも重要であろう。さらに薬に関する情報も含んで分析を深めていただく方が良いのではないか。【今後の調査や分析における参考とする。】
- P5の図表13はなぜI～Ⅲで区切るのかが分かりにくいので注釈を変えた方がよいのではないか。【今回表現を修正】
- P10の図表36の退院支援ルールについて、ルールという言葉は本人の解釈による面があるので、回答にもぶれがある可能性が考えられるので、詳細の分析が必要ではないか。【今後の調査や分析における参考とする。】

2. 27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題について

- 27年度以降の具体的な調査事項の検討手順や検討にあたっての留意事項について確認し、特に異論はなかった。